

(様式 1 - 3)

福島県（浪江町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 6 年 5 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	33	事業名	浪江町復興計画策定事業		事業番号	(1) -10-1
交付団体		浪江町	事業実施主体（直接/間接）		浪江町（直接）	
総交付対象事業費		(86, 224 (千円)) 96, 111 (千円)	全体事業費		(86, 224 (千円)) 96, 111 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標						
令和 3 年 3 月に策定した浪江町復興計画【第三次】（復興まちづくり計画）に基づき、帰還環境の整備に努めている。 東日本大震災発災より 12 年が経過し、復旧・復興の進捗や町民の生活環境や感情の変化、さらには感染症の蔓延といった社会情勢が大きく変遷している中で、これまでの前期計画を検証し、現状に即した時点修正及び方向修正を行い、今後 5 年間の後期計画を策定するための基礎調査を実施するものである。帰還に向けた町の方向性について町民をはじめ、さまざまな方と共有することで、帰還へ向けた共通認識を図り帰還加速へつなげることを目標として実施する。						
事業概要						
平成 29 年 3 月 31 日に帰還困難区域を除く地域について避難指示が解除され、その後、令和 5 年 3 月 31 日に浪江町特定復興再生拠点区域として、末森・室原・津島の 3 地区において一部避難指示が解除された。また、令和 5 年 6 月の福島復興再生特別措置法の一部改正により、未だ避難指示区域にある町民が、帰還・居住できるよう区域を設定できる法律が整備され、地元住民の帰還意向を踏まえた「特定帰還居住区域復興再生計画」を作成し、帰還環境を整備する取組が進められている。 町では、平成 27 年にまち・ひと・しごと創生浪江町人口ビジョンにおいて、避難指示解除後の想定人口 5,000 人、令和 17 年の目標人口 8,000 人を掲げており、令和 3 年 3 月に策定した浪江町復興計画【第三次】（復興まちづくり計画）に基づき、町内の帰還環境整備や避難先での生活再建に取り組んでいる。 しかし、令和 5 年 11 月末時点での町の居住人口は 2,130 人と震災前の約 1 割に留まる状況であり、このままでは町の存続が危ぶまれる状況に変わりはなく、避難指示区域の解除と帰還を促進しつつ、持続可能なまちづくりを目指して、指針となる町の最上位計画を策定していく必要がある。 復興計画【第三次】（復興まちづくり計画）の計画期間は 10 年間となっており、令和 12 年までの計画となっているが、令和 7 年で中間の 5 年が経過するため、これまでの町の取組や課題を総点検し、これまでの中心市街地の整備内容や、F-REI 立地による町の方向性、福島ロボットテストフィールドとの連携、復興記念公園整備、水素製造拠点等の国や県が整備する施設の整備状況を反映した浪江町復興計画【第三次】後期を策定するものである。						
当面の事業概要						
<平成 28 年度> 浪江町復興計画【第二次】（復興まちづくり計画）の策定。 <令和 2 年度> 復興計画策定検討委員会を立ち上げ、浪江町復興計画【第三次】（復興まちづくり計画）を策定。 <令和 6 年度> 浪江町復興計画【第三次】（復興まちづくり計画）の分析と検証、町民ワークショップ等での町民意見の収集 浪江町復興計画【第三次】（復興まちづくり計画）後期の策定に向けた浪江駅周辺まちづくりエリアの検討・調査 <令和 7 年度> 浪江町復興計画【第三次】（復興まちづくり計画）後期の策定、パブリックコメントの実施、印刷製本						
地域の帰還・移住等環境整備との関係						
浪江町復興計画【第三次】（復興まちづくり計画）においては、長期的な町全土の環境回復を掲げてきた。被災をきっかけとして飛躍を目指す復興まちづくりに向けて一層の復興関連施策の実施や継続が求められる。浪江町復興計画【第三次】（復興まちづくり計画）の前期にあたる令和 3 年から現在まで、町の方向性を示してきた。今後の令和 8 年～令和 12 年の復興の方向性を町の内外に示し、住民の帰還の加速に繋げる。						

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県（浪江町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 6 年 5 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	96	事業名	復興海浜緑地（多目的広場）整備事業		事業番号	◆ 1 - 1 3 - 2 - 1
交付団体		浪江町		事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費		(174,166 千円) 684,008（千円）		全体事業費	(174,166 千円) 684,008（千円）	
帰還・移住等環境整備に関する目標						
本事業は、防災集団移転事業により取得した土地を有効活用し、沿岸部の防災機能の構築や震災の記憶を継承するという役割を持たせながら、「いつでも集えるふるさと」の具体化を目標とする。 【浪江町復興計画（第三次）】 I 夢と希望のある産業と仕事づくり 施策 2 新たな産業と雇用の創出 町のにぎわいを創出する様々なイベントの開催や町の魅力、復興の様子等の情報発信に取り組み、関係交流人口の拡大を推進します。 II 未来を担う人づくり 施策 2 生涯学習環境の充実 生涯学習に取り組める環境の充実により、町民の健康づくりと生きがいを推進します。 III 帰還困難区域の再生と住みよい環境づくり 施策 3 防災・安全の強化 震災の教訓を生かした防災・安全のまちづくりに取り組みます。 V 絆の維持と持続可能なまちづくり 施策 1 被災者生活支援・絆の維持 町民と町民・ふるさとをつなぐ絆の維持に取り組みます。 施策 3 地域コミュニティ活動の推進 地域のコミュニティ活動を支援します。						
事業概要						
福島県相双地域における地域防災拠点の機能を復興祈念公園と相互に連携して確保するため、福島県地域防災計画に拠点港として位置づけられている請戸漁港の近傍に、緊急物資供給基地として復興海浜緑地を整備するものである。なお、平時は、交流人口の拡大や町民の帰還を促進するため、地域コミュニティ活動や避難先の町民や県内外の人々との交流活動、町民の健康づくりなどにより、賑わいあふれる交流のための多目的広場として活用する。 1 整備箇所 浪江町大字請戸字御壇ノ西 他 地内 2 施設規模 約 5ha 多目的広場（パークゴルフ場）=4.0ha、駐車場・管理棟・植栽・園路等=1.0ha						
当面の事業概要						
<単年度分> 令和 3 年度 基本計画 基本設計 地質調査 地形測量 令和 4 年度 実施設計、軟弱地盤解析、用地取得、開発許可申請、水源調査 令和 5 年度 造成工事積算業務委託 令和 6 年度 建築工事、建築工事監理業務委託（今回申請） 令和 7 年度 建築工事、建築工事監理業務委託（次回申請予定） <基金型> 令和 5 年度～令和 7 年度 土木工事、発注者支援業務						
地域の帰還・移住等環境整備との関係						
住居や商業施設、企業の立地環境等も順次整いつつあることから、町民の健康増進や交流の機会をつくる場の早期再開が望まれている。 ・御殿南住宅（10 戸）、請戸住宅団地（分譲地 16 区画、災害公営住宅 26 戸）、幾世橋住宅団地（85 戸）、幾世橋集合住宅（80 戸） ・浪江南工業団地（令和 3 年度分譲予定）、請戸水産加工団地（2 区画中、1 区画操業済）						

- ・道の駅なみえ（飲食店、食料品販売、令和２年８月一部オープン 地場産品販売施設 令和３年３月オープン）
- ・イオン（食料品、生活用品販売、令和元年７月オープン）

関連する事業の概要

〈県事業〉

- ・福島県復興祈念公園（令和２年９月一部オープン）
- ・東日本大震災・原子力災害伝承館（令和２年９月オープン）
- ・請戸漁港災害復旧事業（令和２年度完成）

〈町事業〉

- ・請戸小学校震災遺構整備事業（令和３年１０月２４日オープン）
- ・旧請戸共同墓地跡地利用事業（令和４年３月オープン）

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	(1) -13-1
事業名	復興祈念公園整備事業
交付団体	福島県

基幹事業との関連性

○福島復興祈念公園は、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂、震災の記憶と教訓の後世への伝承、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信等により、人の循環や賑わいを創出し、併せて福島県相双地域における地域防災拠点の機能を有する都市公園（災害が発生した場合において、救援救護活動の前線基地、復旧のための敷材や生活物資の中継としての機能を発する都市公園）として平成３０年度に事業着手。

○その際、主な防災機能（救援活動拠点、自衛隊前線基地、緊急物資供給基地、インフラ復旧基地、災害瓦礫仮置き場等）の配置計画の案を策定。

○このうち医療品や水など緊急物資の供給基地としての機能については、大規模災害時の海上輸送を想定した場合、福島県地域防災計画に拠点港として位置づけられている請戸漁港からの緊急物資を効率的に供給する必要がある、漁港近傍に海上からの緊急物資の集積、荷さばきスペースを確保することで迅速な物資供給が可能となる。

○このため、緊急物資供給基地を浪江町が請戸地区に整備する復興海浜緑地において確保し、復興祈念公園と復興海浜緑地が相互に連携することで緊急時の地域防災拠点としての対応が可能となることから、復興海浜緑地を復興祈念公園の効果促進事業として実施する。

<参考>

１ 復興祈念公園を中心とした地域防災力を向上させるための復興海浜緑地の役割

（１）防災公園としての復興祈念公園

復興祈念公園は、防災機能を備えた都市公園として、「救護、救援活動の拠点」、「自衛隊の駐屯」、「緊急ヘリポート」、「緊急物資の供給基地」、「インフラ復旧のための資機材等置場」、「災害廃棄物の一時置場」などの役割を担っている。

（２）福島県地域防災計画に位置づけられている請戸漁港

浪江町の請戸漁港は、福島県地域防災計画において、相馬港、小名浜港とともに、緊急物資受入れ港として耐震強化岸壁を備えており、双葉地方における防災上の重要な拠点港となっている。

（３）復興海浜緑地や駐車場（約５ha）を緊急物資供給基地として活用

復興祈念公園は、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂、震災の記憶と教訓の後世への伝承、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信等により、人の循環や賑わいを創出する都市公園として整備しており、限られたオープンスペースで防災拠点として期待する役割を十分に機能するためには、効率的な緊急物資等の供給が必要である。

このことから、復興海浜緑地が有するオープンスペースを請戸漁港等からの緊急支援物資の荷捌きや仮置場として活用することにより、復興祈念公園の防災機能を十分に発揮することができる。

また、緊急度や優先度に応じたユーティリティが求められることから、オープンスペースの使用目的や用途を設定せず、一時避難地としての機能や、人、モノが自由に展開できる場としてスペースを確保し、復興祈念公園や請戸漁港と連携した防災ネットワークを構築することによる相乗効果により、互いの防災機能を強化することができる。

（４）緊急時における衛生的な医療環境の提供

管理棟内のスペースや給湯施設、トイレ等を活用し、重傷者や負傷者に清潔で衛生的な医療環境を提供することが可能。

（５）広域輸送基地としてヘリポートを提供

重傷者の搬送や緊急物資の輸送の際は、復興祈念公園のサブヘリポートとしてオープンスペースを活用する。

また、復興祈念公園が、福島第一原子力発電所の PAZ (5km 以内)にあるため、PAZ の外に整備する復興海浜緑地が復興祈念公園のバックアップヘリポートとしても機能する。

2 「追悼と鎮魂」、「記憶の伝承」、「復興の発信」を促進する復興海浜緑地の役割

(1) 復興祈念公園の目的

復興祈念公園は、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂をはじめ、震災の記憶と教訓を後世へ伝承するとともに、国内外に向けた復興に対する強い意志を発信することを目的とし、国営追悼・祈念施設と一体的に整備することとしている。

(2) 復興海浜緑地の利用者を復興祈念公園に導く

平時には各種イベント等を開催し県内外から多くの人々を当地に呼び込み、復興祈念公園に導くことによって、福島へ思いを寄せていただく。

(3) 日常の賑わいと震災の記憶が繋がる空間

復興海浜緑地は、交流の場として賑わいを取り戻すための重要な施設となり、一方で、近傍の復興祈念公園には静寂な国営の「追悼と鎮魂の丘」が整備され、動と静の連続した空間が広がることになる。

復興海浜緑地と復興祈念公園では、人々が違う目的で時間を過ごす、一帯の空間の中でそれぞれの施設の目的を認識し、互いの空間に思いを馳せることによって、震災の悲しい記憶から日常の生活を取り戻した喜びを同時に強く感じ取ることができる。

(4) 町の震災遺構（請戸小学校）と連携した取り組み

復興海浜緑地の利用者に、町内の地震・津波発生時の被災状況や長期化する避難者の苦悩、町民のコミュニティ活動の様子、復旧から復興に向けた町の軌跡などを体感していただくため、管理棟内において、震災遺構として保存する請戸小学校と連携した企画・イベント等を検討し、相乗的に効果を発現する。

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 6 年 5 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	82	事業名	浪江町水道施設整備事業		事業番号	2-20-4
交付団体		浪江町		事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費		(2,701,609 (千円)) 2,745,466 (千円)		全体事業費	(2,701,609 (千円)) 3,864,439 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標						
・就労の場を確保し住民の帰還を促進するために、棚塩産業団地及び南産業団地及び北産業団地、請戸産業産地を整備する。 現状の管網での最大供給可能量は、3,700m³/日である。棚塩産業団地 (4,000m³/日) 及び南産業団地 (1,840m³/日)、北産業団地 (329m³/日)、請戸産業団地には、小野田取水場の系統から配水しており、既存取水能力及び配水管の口径では不圧及び供給不足となる。このため、上記産業団地整備に伴い、需要量の精査及び配水計画を再構築した上で必要な配水管整備を実施し、浪江町内での生活と企業活動に必要な不可欠な生活用水、工業用水等の確保により、町民帰還の促進と、雇用創出を図る。 ・井戸により生活をしていた方が、東日本大震災及び原子力発電所事故による影響で井戸水が枯れた等により、同じ場所での生活再建が困難な状況にある。このため、帰還促進し町民が、浪江町で生活再建ができるよう、未給水地域での飲料水の確保の支援を行う。 ・生涯学習に取り組める環境を整備し、帰還を促進するために必要な飲料水確保を行う。 ・住民の帰還・移住定住対策の推進に伴い、複数地区にまたがる基幹管路並びに人口密集率の高い地区を優先的に老朽管の耐震化・配水管整備を実施し、生活用水及び企業用水の安定供給を確保することにより、帰還町民の生活環境整備と雇用創出を図る。						
事業概要						
・棚塩産業団地及び北・南産業団地及び請戸産業団地等への用水を確保するため ・配水管の設計及び配水管布設工事 (L=800m) を行う。また、来年度以降に布設する配水管路については、市街地区域になるため、他の埋設管路、道路幅員、J R 及び国道横断などの条件により制約されるため、事前の調査による路線決定をするための基本設計を行う。 ・帰還住民の水源確保に伴う配水管工事を行う。 ・小野田取水井戸の設計及び増ボーリング工事を行う。 ・小野田取水場敷地造成及び建築工事を行う。 ・高区配水場の設計を行う。 ・帰還住民の水源確保に伴う配水管工事を行う。 ・生活環境整備として配水管路整備を行う。 ・駅前中心市街地整備等復興計画に基づく将来管網モデル計画に伴う配水管整備を行う。						
当面の事業概要						
<平成 30 年度> ・調査及び比較検討、計画作成 <平成 31 年度> ・産業団地計画に伴う配水管布設工事 (小野田系統第 1) L=2,360.69m ・産業団地計画に伴う配水管設計業務委託 (苅野系統第 1) ・産業団地計画に伴う配水管布設工事 L=767.9m (苅野系統第 1 : 道路拡幅部) ・配水管布設に伴う管網計算等業務委託 <令和 2 年度> ・産業団地計画に伴う配水管布設工事 L=1032.1m (苅野系統第 1 : 既存道路部) ・産業団地計画に伴う小野田配水管設計及び配水管布設工事 (D B 方式) L=2,010m ・産業団地計画に伴う井戸設計に係る需要量調査及び管網計算業務委託						

・小野田取水場建築設計及び井戸の詳細設計業務委託 ・産業団地計画に伴う小野田送水管設計及び送水管布設工事（DB方式） L＝340m <令和3年度> ・産業団地計画に伴う小野田配水管設計及び配水管布設工事（DB方式） L＝800m ・産業団地計画に伴う小野田配水管基本設計 ・帰還住民に伴う配水管工事 L＝100m ・小野田取水場造成工事・小野田取水井戸詳細設計業務委託 ・高区配水場設計 ・帰還住民に伴う配水管工事 L＝130m <令和4年度> ・配水管工事（高瀬地区） L＝71m・帰還住民に伴う配水管工事 L＝140m・帰還住民に伴う配水管工事 L＝140m ・帰還住民に伴う配水管工事 L＝160m <令和5年度> ・将来管網モデル計画に伴う配水管布設工事 権現堂 1 工区 L＝390m 3 工区 L＝330m 4 工区 L＝300m 国道 6 号線横断 L＝148m 県道 L＝380m 国道 114 号 2 工区 L＝454m ・産業団地計画に伴う小野田配水管国道 6 号線推進詳細設計 ・産業団地計画に伴う小野田配水管 JR 横断推進詳細設計 ・帰還住民に伴う配水管工事 L＝120m ・将来管網モデル計画に伴う幾世橋地区配水管布替設工事 L＝538m（設計済み） ・将来管網モデル計画に伴う基幹管路整備（DB方式：令和5年度～令和7年度） 1 地区：1 工区 L＝1,260m、2 工区 L＝1,061m、3 工区 L＝1,801m、10 工区 L＝1,030m 2 地区：4 工区 L＝527m、5 工区 L＝1,629m、6 工区 L＝1,191m、11 工区 L＝1,335m 3 地区：7 工区 L＝1,508m、8 工区 L＝1,422m、9 工区 L＝1,152m <令和6年度> ・将来管網モデル計画に伴う基幹管路整備 権現堂 2 工区（2-2） L＝325m（設計済み）	
地域の帰還・移住等環境整備との関係	
・これまでの地域経済を支えてきた産業は原子力災害により甚大な被害を受けた。避難した住民の帰町判断の一つである雇用の場の確保は当町の帰還再生のための喫緊の課題である。地域経済の立て直したために既存産業の再生と併せて新たな産業集積を図り相当数の雇用の場を確保すること、その新たな産業の受け皿となる産業団地整備を行うことで避難住民の帰還と新たな住民の定住促進に繋がり、地域の再生を加速させる。さらに、棚塩産業団地の整備は、これまでにない新たな風を起こすものであり、町民の帰還はもとより、雇用の創出や地域経済の再生など、その後の復興・発展に大きく寄与するものである。また、新たに整備を行う、駅前中心市街地は浪江町の顔となる駅周辺を大規模に整備することで、避難住民の帰還や新たな住民の定住促進にも繋がるものである。 （利用見込人数 約 1,500 人/年間）	
関連する事業の概要	
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。	
関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 6 年 5 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	130	事業名	浪江町認定こども園整備(増築)事業(保育所等の複合化・多機能化)	事業番号	◆(4)-39-4-1
交付団体	浪江町	事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)		
総交付対象事業費	36,265(千円)	全体事業費	36,265(千円)		
帰還・移住等環境整備に関する目標					
浪江町では、平成 29 年 3 月に避難指示が一部解除され、平成 30 年 4 月に幼保連携型認定こども園「浪江町立浪江にじいろこども園」が定員 30 名で開園した。その後増築し、令和 4 年からは定員を 90 名として運営している。 町の復興のためには町民の帰還促進と新たな住民の移住・定住を増加させる施策が必要である。特に子育て世帯の帰還、移住・定住を促進させるためには、子どもたちが安心して保育・教育を受けられる環境の整備が必要不可欠である。そのために、浪江にじいろこども園を増築し、待機児童の不安を解消し、子どもたちとその家族が安心して生活ができる環境整備を図る。					
事業概要					
平成 30 年 4 月に開園した浪江にじいろこども園を増築することにより、現在の定員 90 名から 150 名規模に拡大する。待機児童の不安を解消し、子どもたちが安心して教育を受けることができる環境を確保することにより、子育て世帯の帰還と移住・定住の促進を図る。 ・浪江町復興計画【第三次】p48～49 施策 1 子育て環境・学校教育の充実 (1) 子育て環境の充実 子育て環境の充実により、子育てしやすいまちづくりに取り組みます ・浪江町第 2 期子ども・子育て支援事業計画 p28～29 3. 子育て家庭が安心して子育てができるように支援する (2) 多様な保育サービスの充実と質の向上 ⑤教育・保育施設の整備					
当面の事業概要					
<令和 6 年度・今回申請> 認定こども園増築に係る設計・各種手続きに係る費用					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
当該整備地域には、平成 30 年 4 月に浪江にじいろこども園となみえ創成小中学校が開園・開校しており、浪江町の教育施設を集約する地域である。また、付近には災害公営住宅や商業施設なども整備されており、一体的に帰還・移住等の環境整備が可能であることから、教育・保育環境をさらに充実することで子育て世帯の帰還促進と移住・定住の促進を図ることができる。					
関連する事業の概要					
浪江町認定こども園整備(増築)事業(幼稚園の複合化・多機能化)					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	(4)-39-4

事業名	浪江町認定こども園整備（増築）事業（保育所等の複合化・多機能化）
交付団体	浪江町
基幹事業との関連性	
基幹事業のこども園増築をするための設計等であり、設計をしたのちに基幹事業を実施するため、これらは密接に関連している。	

(様式 1-3)

福島県（浪江町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 6 年 5 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	129	事業名	浪江町川添産業団地整備事業		事業番号	(6)-46-10
交付団体		浪江町		事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費		39,521（千円）		全体事業費	39,521（千円）	
帰還・移住等環境整備に関する目標						
浪江町では震災後 4 つの産業団地を整備し、浪江町復興計画【第三次】に掲げる“新たな産業と雇用の創出”に向けて企業誘致を進め、整備済み産業団地の大半は立地済み又は立地に向けて商談中となっており、現時点での空き区画は棚塩産業団地の 1 区画及び南産業団地の 5 区画のみとなっている。 また、現在造成工事中の“棚塩 RE100 産業団地”についても、脱炭素社会の実現に向けて RE100（再生可能エネルギー 100%）に賛同する企業からの問合せが寄せられている。さらには、イノベーション・コースト構想に基づく研究開発分野の立地や、それを契機とした新たな産業立地が期待される。 これらを踏まえ、新たな産業団地を整備し町内での切れ目ない産業創出につなげ、町民の帰還や移住の促進に繋げることを目的とする。						
事業概要						
1 事業の概要 イノベーション・コースト構想の重点分野に関連する企業からの引き合いがある状況下において、今般町が策定した浪江国際研究学園都市構想で“タウンセンター”として、産業化に必要な施設などを整備するエリアにも位置付けられている川添東師内地区に新たな産業団地を整備する。 場所 浪江町大字川添字東師内地内 面積 104,000 m² 立地が期待される業種 学術研究・専門技術サービス業（宇宙、医療機器、水素関連等）、情報通信業 等 2 本事業の位置づけ ○浪江町復興計画【第三次】（令和 3 年 3 月策定） 第 1 章 夢と希望のある産業と仕事づくり 施策 2 新たな産業と雇用の創出 〈目指す姿と取組〉 ◆魅力ある仕事づくりのためには、町内に立地する研究・実証環境の発信と積極的な企業誘致を継続し、雇用の場の確保と地域経済の再生に取り組みます。事業者、大学等との連携による研究開発、実用化等のイノベ構想の実現に向けた取組を推進します。 〈施策の展開〉 (2) 企業誘致の推進 ア 町内での企業や大学の研究活動の推進 イ 企業誘致活動の強化 ○浪江国際研究学園都市構想（令和 6 年 3 月策定） 目標 1 誰もが過ごしやすい まちづくり 《方向性②》 地域と多様な主体の共生を促進する都市整備 ②-5 浪江国際研究学園都市の形成 タウンセンター ・産学官民連携のための施設や産業化に必要な施設などを適切に配置						
当面の事業概要						
＜令和 6 年度＞ ・基本計画、測量調査（今回申請） ・用地買収（不動産鑑定、補償費算定、用地取得、物件補償 等）						

地域の帰還・移住等環境整備との関係
これまでの地域経済を支えてきた産業は原子力災害により甚大な被害を受けた。避難した住民の帰町判断の一つである雇用の場の確保は当町の帰還再生のための喫緊の課題である。地域経済の立て直しのために既存産業の再生と併せて新たな産業集積を図り相当数の雇用の場を確保すること、その新たな産業の受け皿となる産業団地整備を行うことで避難住民の帰還と新たな住民の定住促進に繋がり地域の再生を加速させる。
関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	